

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部税務課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長税務第11号
委 託 業 務 名 称	長浜市コンビニ収納データ受信及び共通納税収納業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所本庁舎
業 務 の 概 要	市税・保険料・負担金・使用料のコンビニ収納データ、ゆうちょ銀行収納データの受信並びに共通納税システム収納データの受信及び消込を確実に行う。
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	1, 848, 000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 京都府京都市下京区木津屋橋通新町西入東塩小路町601 NUPビルディング京都駅前 [商 号 又 は 名 称] 京都電子計算株式会社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	コンビニ収納・共通納税システムでの収納情報は、収納データ受信からシステムへの取込という一連の流れでシステムへ反映され、市が市税・料の収納状況を把握することが可能となる。システムへの反映までに障害が生じた場合、住民情報システムCOKAS-R/AdⅡで管理する市税・料すべてに影響が及び、二重納付等が生じるおそれがあるが、障害の原因が収納データにあるのか、取込処理にあるのかの特定に時間がかかれば、それだけ市税・料の収納事務が停滞し、市民生活へ悪影響が生じる。京都電子計算(株)は住民情報システムCOKAS-R/AdⅡの保守業者であり、本庁舎電算室にSEを常駐させシステムへの取込処理を行っている。障害が発生した場合にリモートによらず即座に対応が可能であり、障害の原因特定にも受信と取込を総括して検証可能であることから、本受信業務の委託先として最も適した者である。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定 (1) 賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (2) ○ (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。